

富山県条例第 5 号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中「1,006 人」を「1,017 人」に、「2,825 人」を「2,804 人」に、「574 人」を「572 人」に、「8,056 人」を「8,044 人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第 6 号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「4 時間」を「人事委員会規則で定める時間」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第 7 号

富山県企業立地促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

富山県企業立地促進資金貸付基金条例（昭和58年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「をいう」の次に「。第 5 条において同じ」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(基金の処分)

第5条 基金は、県内の発電用施設の周辺の地域における企業の立地の促進に関する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(立地通商課)

富山県条例第8号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の123の項中「7,400円」を「7,530円」に、「4,640円」を「4,720円」に、「2,190円」を「2,230円」に、「880円」を「890円」に、「133,200円」を「135,600円」に、「46,800円」を「47,710円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「60,700円」を「61,750円」に、「4,050円」を「4,130円」に改め、同表の144の項中「2,520円」を「2,570円」に改め、同表の145の項中「430円」を「440円」に、「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の210の項中「7,100円」を「9,500円」に改め、同表の220の7の項中「2,060円」を「2,100円」に、「410円」を「420円」に改め、同表の221の項中「9,510円」を「9,690円」に、「310円」を「320円」に、「7,080円」を「7,210円」に、「12,840円」を「13,250円」に、「7,090円」を「7,230円」に、「1,410円」を「1,430円」に、「2,840円」を「2,890円」に、「22,000円」を「22,410円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「8,400円」を「8,600円」に、「15,400円」を「15,700円」に、「33,400円」を「34,000円」に改め、同表の252の項中「110,600円」を「112,640円」に改め、同表の276の項中「37,000円」を「37,700円」に改め、同表の277の項中「690円」を「700円」に、「730円」を「740円」に改め、同表の308の項中「1,300円」を「1,320円」に、「2,490円」を「2,530円」に、「3,790円」を「3,860円」に改め、同表の309の項中「23,900円」を「24,300円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「48月未満の牛の死体」を「の牛の死体（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

第 9 条第 2 項第 5 号に掲げる伝達性海綿状脳症に係る検査の対象となるものを除く。
 。)」に、「32,300円」を「32,900円」に、「700円」を「710円」に改め、同表
 の 314 の項及び 315 の項から 317 の項までの規定中「第87条の 2」を「第87条の 4」
 に改め、同表の 325 の 2 の項中「第53条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同
 表の 326 の項中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に改め、同表の
 334 の 5 の項中「第67条の 3 第 3 項第 2 号」を「第67条第 3 項第 2 号」に改め、同
 表の 334 の 6 の項中「第67条の 3 第 9 項第 2 号」を「第67条第 9 項第 2 号」に改め、
 同表の 347 の 2 の項中「同条第 3 項」の次に「(同法第87条の 2 第 2 項において準
 用する場合を含む。)」を加え、同表の 347 の 4 の項を同表の 347 の 6 の項とし、
 同表の 347 の 3 の項を同表の 347 の 5 の項とし、同表の 347 の 2 の項の次に次のよ
 うに加える。

<p>347 の 3 建築基準法第87条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途の変更に係る使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>(1) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートル以内のものに係る審査 15,000円 (2) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のものに係る審査 30,000円 (3) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のものに係る審査 60,000円 (4) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 1,000 平方メートルを超えるものに係る審査 120,000円</p>
--	---	---

347の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途の変更に係る使用の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	160,000円
---	------------------------------------	----------

別表第1の357の項の次に次のように加える。

357の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地等使用権等の取得についての裁定又は同法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の土地等使用権等の取得又は土地等使用権の存続期間の延長裁定申請手数料	360,100円の範囲内において、損失補償の見積額の区分に応じ規則で定める額
357の3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく収用又は使用についての裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用裁定申請手数料	360,100円の範囲内において、損失補償の見積額の区分に応じ規則で定める額

別表第3の7の3の項中「7,100円」を「9,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1に357の2の項及び357の3の項を加える改正規定 平成31年6月1日
 - (2) 別表第1の314の項、315の項から317の項まで、325の2の項、326の項、334の5の項、334の6の項及び347の2の項の改正規定並びに同表の347の4の項を同表の347の6の項とし、同表の347の3の項を同表の347の5の項とし、同表に347の3の項及び347の4の項を加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

(3) 別表第1の123の項、144の項、145の項、220の7の項、221の項、252の項、276の項、277の項及び308の項の改正規定並びに309の項の改正規定（「23,900円」を「24,300円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「32,300円」を「32,900円」に、「700円」を「710円」に改める部分に限る。） 平成31年10月1日

（経過措置）

2 この条例（前項第3号に掲げる規定については、当該規定）の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財政課）

富山県条例第9号

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第1条 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1土地の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表建物の項中「 $\frac{108}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に改める。

（富山県収入証紙条例の一部改正）

第2条 富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「10,000分の9,743」を「10,000分の9,739」に改める。

（富山県民会館条例の一部改正）

第3条 富山県民会館条例（昭和39年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「6,350円」を「6,500円」に、「12,700円」を「12,950円」に、「24,900円」を「25,400円」に、「49,900円」を「50,850円」に、「96,400円」を「98,200円」に、「13,350円」を「13,600円」に、「145,050円」

を「147,750円」に、「178,950円」を「182,300円」に、「32,850円」を「33,500円」に、「128,550円」を「130,950円」に、「53,700円」を「54,700円」に改める。

別表第1の2の表中「3,450円」を「3,550円」に、「4,600円」を「4,700円」に改める。

別表第2中「320円」を「330円」に改める。

(富山県教育文化会館条例の一部改正)

第4条 富山県教育文化会館条例(昭和49年富山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「11,050円」を「11,300円」に、「33,850円」を「34,500円」に、「20,500円」を「20,900円」に、「96,700円」を「98,500円」に改める。

(富山県高岡文化ホール条例の一部改正)

第5条 富山県高岡文化ホール条例(昭和61年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「24,200円」を「24,650円」に、「8,250円」を「8,450円」に、「12,900円」を「13,150円」に、「99,800円」を「101,650円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「31,400円」を「32,000円」に、「3,850円」を「3,950円」に、「2,700円」を「2,750円」に改める。

(富山県新川文化ホール条例の一部改正)

第6条 富山県新川文化ホール条例(平成6年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,600円」を「5,750円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「23,150円」を「23,600円」に、「177,950円」を「181,250円」に、「40,650円」を「41,450円」に改める。

(富山県民小劇場条例の一部改正)

第7条 富山県民小劇場条例(昭和62年富山県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「13,900円」を「14,200円」に、「135,800円」を「138,350円」に改める。

(富山県利賀芸術公園条例の一部改正)

第 8 条 富山県利賀芸術公園条例（平成 6 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「19,200 円」を「19,600 円」に、「17,100 円」を「17,400 円」に、「32,100 円」を「32,700 円」に、「16,000 円」を「16,300 円」に、「9,700 円」を「9,900 円」に改める。

別表の 2 の表本館の項中「89,500 円」を「91,200 円」に、「3,000 円」を「3,050 円」に、「1,500 円」を「1,550 円」に、「350 円」を「360 円」に、「270 円」を「280 円」に改め、同表研修交流館の項中「13,400 円」を「13,600 円」に、「3,000 円」を「3,050 円」に、「1,500 円」を「1,550 円」に改める。

（高志の国文学館条例の一部改正）

第 9 条 高志の国文学館条例（平成 23 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 中「4,100 円」を「4,200 円」に改める。

別表第 1 の 4 の表中「14,160 円」を「14,420 円」に、「3,540 円」を「3,610 円」に、「7,040 円」を「7,170 円」に、「1,760 円」を「1,790 円」に、「4,350 円」を「4,430 円」に、「860 円」を「880 円」に、「3,890 円」を「3,960 円」に、「770 円」を「780 円」に、「1,390 円」を「1,420 円」に、「280 円」を「290 円」に、「1,670 円」を「1,700 円」に、「330 円」を「340 円」に改める。

別表第 2 中「320 円」を「330 円」に改める。

（富山県民共生センター条例の一部改正）

第 10 条 富山県民共生センター条例（平成 9 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「8,300 円」を「8,500 円」に、「32,800 円」を「33,500 円」に、「14,400 円」を「14,700 円」に、「22,800 円」を「23,300 円」に、「43,800 円」を「44,700 円」に、「21,600 円」を「22,000 円」に改める。

別表の 2 の表中「270 円」を「280 円」に改める。

（富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部改正）

第 11 条 富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例（昭和 56 年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,030円」を「1,050円」に、「510円」を「520円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「19,550円」を「19,910円」に、「8,300円」を「8,450円」に、「12,220円」を「12,450円」に、「5,190円」を「5,290円」に、「1,570円」を「1,600円」に、「590円」を「600円」に、「430円」を「440円」に改める。

(富山県総合福祉会館条例の一部改正)

第12条 富山県総合福祉会館条例(平成11年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「18,300円」を「18,600円」に、「27,800円」を「28,200円」に、「7,000円」を「7,100円」に、「37,500円」を「38,200円」に改める。

別表第2中「320円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(富山県こどもみらい館条例の一部改正)

第13条 富山県こどもみらい館条例(平成4年富山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,500円」を「4,600円」に、「6,000円」を「6,100円」に、「10,500円」を「10,700円」に、「900円」を「1,000円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「800円」を「900円」に改める。

(富山県心の健康センター条例の一部改正)

第14条 富山県心の健康センター条例(平成9年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,600円」を「1,630円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

(富山県国際健康プラザ条例の一部改正)

第15条 富山県国際健康プラザ条例(平成11年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「13,400円」を「13,700円」に改める。

別表第3中「25,800円」を「26,200円」に改める。

(富山県立イタイイタイ病資料館条例の一部改正)

第16条 富山県立イタイイタイ病資料館条例(平成23年富山県条例第30号)の一部

を次のように改正する。

別表中「9,900 円」を「10,100 円」に、「3,700 円」を「3,800 円」に、「5,000 円」を「5,100 円」に、「2,500 円」を「2,600 円」に改める。

(富山県工業用水道条例の一部改正)

第17条 富山県工業用水道条例(昭和46年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項各号列記以外の部分中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県水道用水供給条例の一部改正)

第18条 富山県水道用水供給条例(昭和54年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正)

第19条 富山県営駐車場管理条例(昭和51年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県農林水産総合技術センター条例の一部改正)

第20条 富山県農林水産総合技術センター条例(平成19年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表の4の項中「5,400 円」を「5,500 円」に改める。

別表の2の表の1の項中「16,200 円」を「16,500 円」に改め、同表の2の項中「5,200 円以上28,500 円」を「5,300 円以上29,000 円」に改め、同表の3の項中「3,100 円」を「3,200 円」に改め、同表の4の項中「10,300 円」を「10,500 円」に改め、同表の6の項中「6,300 円」を「6,500 円」に改め、同表の8の項中「10,600 円」を「10,800 円」に改め、同表の9の項中「8,700 円」を「8,900 円」に改め、同表の10の項中「2,200 円以上 121,900 円」を「2,300 円以上 124,100 円」に改め、同表の11の項中「4,300 円」を「4,400 円」に改め、同表の12の項中「1,300 円」を「1,400 円」に改め、同表の13の項中「4,600 円」を「4,700 円」に改め、同表の15の項中「7,500 円」を「7,600 円」に改め、同表の16の項中「49,200 円」を「50,100 円」に改め、同表の17の項中「29,400 円」を「29,900 円」に改め、同表の18の項中「2,600 円以上12,200 円」を「2,700 円以上12,400

円」に改め、同表の19の項中「9,600円」を「9,800円」に改め、同表の20の項中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の21の項中「35,000円」を「35,600円」に改め、同表の22の項中「39,000円以上45,700円」を「39,700円以上46,500円」に改め、同表の23の項中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の24の項中「2,800円以上8,300円」を「2,900円以上8,500円」に改め、同表の25の項中「4,800円以上21,600円」を「4,900円以上22,000円」に改め、同表の26の項中「2,800円以上7,600円」を「2,900円以上7,700円」に改め、同表の27の項中「5,000円以上15,100円」を「5,100円以上15,400円」に改め、同表の28の項中「161,500円以上285,200円」を「164,500円以上290,500円」に改め、同表の29の項中「61,000円以上490,100円」を「62,100円以上499,200円」に改める。

(富山県花総合センター条例の一部改正)

第21条 富山県花総合センター条例(昭和62年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,110円」に、「3,070円」を「3,130円」に、「3,540円」を「3,610円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「2,470円」を「2,520円」に、「2,950円」を「3,010円」に、「820円」を「840円」に、「2,120円」を「2,160円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「360円」を「370円」に、「2円36銭」を「2円40銭」に改める。

(富山県植物公園条例の一部改正)

第22条 富山県植物公園条例(平成5年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「620円」を「630円」に、「410円」を「420円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改める。

別表の2の表中「6,160円」を「6,270円」に、「3,830円」を「3,900円」に改める。

(富山県有峰森林文化村条例の一部改正)

第23条 富山県有峰森林文化村条例(平成14年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表有峰ハウスの項中「6,200円」を「6,300円」に、「5,000円」を

「5,100 円」に、「3,300 円」を「3,400 円」に改め、同表テニスコートの項中「500 円」を「510 円」に、「330 円」を「340 円」に改める。

(富山県林道条例の一部改正)

第24条 富山県林道条例(昭和39年富山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,400 円」を「4,500 円」に改める。

(富山県漁港管理条例の一部改正)

第25条 富山県漁港管理条例(昭和42年富山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

別表第1の1の表中「1,339 円20銭」を「1,364 円」に、「64円80銭」を「66 円」に、「43円20銭」を「44円」に、「3 円24銭」を「3 円30銭」に、「226 円」を「231 円」に、「669 円」を「682 円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

別表第1の2の表中「43円20銭」を「44円」に改める。

別表第2の1の表中「173 円」を「176 円」に、「185 円」を「188 円」に、「161 円」を「164 円」に改める。

別表第2の2の表の備考第3項中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の一部改正)

第26条 富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例(平成12年富山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表の3の表中「173 円」を「176 円」に、「185 円」を「188 円」に、「7 円14銭」を「7 円27銭」に、「119 円」を「121 円」に、「161 円」を「164 円」に改める。

(富山県道路占用料条例の一部改正)

第27条 富山県道路占用料条例(昭和37年富山県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県公共海岸占用料等に関する条例の一部改正)

第28条 富山県公共海岸占用料等に関する条例(平成11年富山県条例第56号)の一

部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表の2の表中「173円」を「176円」に、「185円」を「188円」に、「161円」を「164円」に改める。

(富山県港湾管理条例の一部改正)

第29条 富山県港湾管理条例(昭和37年富山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「5円99銭」を「6円11銭」に、「7円99銭」を「8円14銭」に、「4円」を「4円7銭」に、「162円」を「165円」に改め、同表の2の項中「78銭」を「79銭」に、「39銭」を「40銭」に改め、同表の3の項中「324円」を「330円」に改め、同表の4の項中「83,160円」を「84,700円」に、「110,160円」を「112,200円」に、「138,240円」を「140,800円」に、「165,240円」を「168,300円」に、「191,160円」を「194,700円」に、「214,920円」を「218,900円」に、「235,440円」を「239,800円」に、「255,960円」を「260,700円」に、「272,160円」を「277,200円」に、「289,440円」を「294,800円」に、「307,800円」を「313,500円」に、「327,240円」を「333,300円」に、「347,760円」を「354,200円」に、「369,360円」を「376,200円」に改める。

別表第3の1の項中「37,640円」を「38,340円」に、「55,890円」を「56,930円」に、「36,090円」を「36,760円」に、「12,960円」を「13,200円」に改め、同表の2の項中「13円7銭」を「13円32銭」に、「22円22銭」を「22円64銭」に、「30円5銭」を「30円61銭」に、「15円18銭」を「15円47銭」に、「25円82銭」を「26円30銭」に、「34円93銭」を「35円59銭」に、「5円40銭」を「5円50銭」に、「8円64銭」を「8円80銭」に、「11円88銭」を「12円10銭」に、「2円16銭」を「2円20銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に、「523円」を「534円」に、「764円」を「779円」に、「259円」を「264円」に、「151円」を「154円」に改め、同表の3の項中「13円65銭」を「13円90銭」に改め、同表の4の項中「24円56銭」を「25円3銭」に、「49円11銭」を「50円3銭」に、「8円20銭」を「8円36銭」に、「16円38銭」を「16円69銭」に改め、同表の5の項中「152円」を「155円」に、「60円99銭」を「62円13銭」に、「982円」を

「1,001円」に、「1,117円」を「1,139円」に、「85円63銭」を「87円22銭」に、「174円」を「178円」に、「1,130円」を「1,152円」に改め、同表の6の項中「756円」を「770円」に改め、同表の7の項中「30,340円」を「30,900円」に、「11,620円」を「11,840円」に改める。

別表第4中「10,700円」を「10,900円」に、「11,770円」を「11,990円」に、「12,840円」を「13,080円」に、「13,910円」を「14,170円」に、「14,980円」を「15,260円」に改める。

別表第5の港湾施設占用料（伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係るものに限る。）の項中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

別表第6の2の表中「173円」を「177円」に、「186円」を「190円」に、「161円」を「165円」に改める。

別表第7中「20銭」を「25銭」に、「1円35銭」を「1円38銭」に改める。

別表第10の1の項中「1,810円」を「1,840円」に、「780円」を「800円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の2の項中「2,410円」を「2,460円」に改め、同表の3の項中「14,910円」を「15,190円」に、「16,410円」を「16,710円」に、「17,900円」を「18,230円」に、「19,390円」を「19,750円」に、「20,880円」を「21,270円」に、「26,240円」を「26,730円」に、「34,120円」を「34,750円」に、「75,410円」を「76,810円」に改め、同表の4の項中「2,410円」を「2,460円」に、「12,440円」を「12,670円」に、「13,680円」を「13,930円」に、「14,910円」を「15,190円」に、「16,160円」を「16,460円」に、「17,400円」を「17,720円」に、「18,640円」を「18,990円」に、「19,880円」を「20,250円」に、「21,120円」を「21,510円」に、「27,460円」を「27,970円」に、「28,700円」を「29,230円」に、「29,940円」を「30,500円」に、「44,910円」を「45,740円」に、「46,150円」を「47,010円」に、「47,390円」を「48,270円」に、「61,610円」を「65,750円」に改め、同表の5の項中「129,600円」を「132,000円」に改め、同表の6の項中「3,390円」を「3,450円」に、「8,480円」を「8,640円」に、「9,600円」を「9,780円」に、「10,720円」を「10,920円」に、「11,840円」を「12,060円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「14,080円」を「14,340円」に改め、同表の7の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同

表の8の項中「1,790円」を「1,820円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「2,150円」を「2,190円」に、「2,330円」を「2,370円」に、「2,510円」を「2,560円」に、「3,160円」を「3,220円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「9,070円」を「9,240円」に改め、同表の9の項中「520円」を「530円」に改め、同表の10の項中「5円99銭」を「6円11銭」に、「7円99銭」を「8円14銭」に、「4円」を「4円7銭」に、「162円」を「165円」に改め、同表の11の項中「57,390円」を「58,450円」に改め、同表の12の項中「13円65銭」を「13円90銭」に改め、同表の13の項中「46円98銭」を「47円85銭」に、「93円96銭」を「95円70銭」に改め、同表の15の項中「1,010円」を「1,030円」に改める。

(富山県富山空港条例の一部改正)

第30条 富山県富山空港条例(昭和38年富山県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県運河管理条例の一部改正)

第31条 富山県運河管理条例(昭和37年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「42円」を「43円」に改める。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第32条 富山県立都市公園条例(昭和52年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1(2)の表中「680円」を「690円」に改める。

別表第3の2の表中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

別表第4の1の表富山県総合運動公園の項中「137,040円」を「139,580円」に、「30,530円」を「31,100円」に、「15,260円」を「15,540円」に、「270円」を「280円」に、「1.08」を「1.10」に、「164,440円」を「167,490円」に、「4,910円」を「5,000円」に、「15,790円」を「16,080円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「2,450円」を「2,500円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「1,370円」を「1,400円」に、「1,030円」を

「1,050円」に、「690円」を「700円」に、「510円」を「520円」に、「340円」を「350円」に改め、同表富山県五福公園の項中「119,080円」を「121,290円」に、「18,430円」を「18,770円」に、「9,220円」を「9,390円」に、「1.08」を「1.10」に、「164,440円」を「167,490円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「42,230円」を「43,010円」に、「10,530円」を「10,730円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「21,170円」を「21,560円」に、「6,580円」を「6,700円」に、「660円」を「670円」に、「132,320円」を「134,770円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「490円」を「500円」に、「2,450円」を「2,500円」に改め、同表富山県岩瀬スポーツ公園の項中「79,390円」を「80,860円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「39,690円」を「40,430円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「2,450円」を「2,500円」に、「5,270円」を「5,370円」に、「990円」を「1,010円」に、「660円」を「670円」に、「26,170円」を「26,650円」に改め、同表富山県常願寺川公園の項中「4,900円」を「4,990円」に、「2,450円」を「2,500円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改め、同表富山県空港スポーツ緑地の項中「99,220円」を「101,060円」に、「15,790円」を「16,080円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改め、同表富山県富岩運河環水公園の項中「46,000円」を「47,000円」に、「490円」を「500円」に、「920円」を「940円」に、「460円」を「470円」に、「520円」を「530円」に、「270円」を「280円」に、「320円」を「330円」に改める。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第33条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1(2)の表中「5,250円」を「5,350円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「440円」を「450円」に改める。

別表第4の2の表中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

別表第5の1の表県民公園新港の森の項中「3,950円」を「4,020円」に、

「1,970円」を「2,010円」に、「27,770円」を「28,280円」に、「7,110円」を「7,240円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「14,550円」を「14,820円」に、「4,470円」を「4,550円」に、「660円」を「670円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改め、同表県民公園太閤山ランドの項中「1,270円」を「1,290円」に、「890円」を「910円」に、「380円」を「390円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「710円」を「720円」に、「310円」を「320円」に、「390円」を「400円」に、「320円」を「330円」に、「15,350円」を「15,630円」に、「990円」を「1,010円」に、「660円」を「670円」に、「7,630円」を「7,770円」に、「5,090円」を「5,180円」に、「25,170円」を「25,640円」に、「820円」を「840円」に、「550円」を「560円」に、「370円」を「380円」に、「6,540円」を「6,660円」に、「4,360円」を「4,440円」に、「2,910円」を「2,960円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に、「66,150円」を「67,380円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「30,690円」を「31,260円」に、「8,180円」を「8,330円」に、「4,090円」を「4,170円」に、「122,780円」を「125,050円」に、「13,080円」を「13,320円」に改める。

別表第6中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

(富山県美術館条例の一部改正)

第34条 富山県美術館条例(昭和55年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「4,100円」を「4,200円」に改める。

別表第2中「320円」を「330円」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

第35条 富山県水墨美術館条例(平成10年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表の3中「4,100円」を「4,200円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

第36条 富山県立山博物館条例(平成3年富山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中「1,710 円」を「1,740 円」に、「770 円」を「780 円」に、「940 円」を「960 円」に、「320 円」を「330 円」に、「2,060 円」を「2,100 円」に、「1,120 円」を「1,140 円」に、「380 円」を「390 円」に改める。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第37条 富山県青少年自然の家条例（昭和49年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,320 円」を「2,360 円」に、「690 円」を「700 円」に、「350 円」を「360 円」に、「270 円」を「280 円」に改める。

(富山県立山荘条例の一部改正)

第38条 富山県立山荘条例（昭和39年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「10,580 円」を「10,780 円」に、「6,740 円」を「6,860 円」に、「7,340 円」を「7,480 円」に、「4,150 円」を「4,230 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「860 円」を「880 円」に、「690 円」を「700 円」に改める。

別表の 2 の表中「21,910 円」を「22,320 円」に、「9,260 円」を「9,430 円」に、「4,630 円」を「4,720 円」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

第39条 富山県総合体育センター条例（昭和59年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中「6,780」を「6,900」に、「2,260」を「2,310」に、「45,150」を「45,990」に、「4,520」を「4,600」に、「1,500」を「1,530」に、「30,140」を「30,700」に、「570」を「580」に、「31,590」を「32,170」に、「10,530」を「10,730」に、「10,150」を「10,340」に、「3,380」を「3,450」に、「5,740」を「5,840」に、「6,740」を「6,860」に改める。

別表第 2 の 2 の表中「300」を「310」に、「520」を「540」に、「420」を「430」に、「660」を「670」に、「1,050」を「1,070」に、「840」を「860」に、「390」を「400」に、「480」を「490」に、「1,320」を「1,340」に、「790」を「810」に改める。

(富山県営体育施設条例の一部改正)

第40条 富山県営体育施設条例(昭和39年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表富山県高岡総合プールの項中「10,620」を「10,810」に、「3,540」を「3,600」に、「15,940」を「16,240」に、「5,320」を「5,420」に、「1,180」を「1,210」に、「5,540」を「5,650」に改め、同表県営富山武道館、県営高岡武道館及び県営富山弓道場の項中「3,380」を「3,450」に、「1,130」を「1,150」に、「6,770」を「6,890」に、「2,250」を「2,290」に改め、同表富山県福光射撃場の項中「19,750」を「20,110」に、「13,170」を「13,410」に改め、同表富山県漕艇場の項中「3,150」を「3,210」に改め、同表富山県上市カヌー競技場の項中「2,050」を「2,080」に改め、同表富山県西部体育センターの項中「6,780」を「6,900」に、「2,260」を「2,310」に、「50,200」を「51,120」に、「7,530」を「7,670」に、「3,010」を「3,070」に、「1,010」を「1,030」に、「24,790」を「25,250」に、「3,710」を「3,780」に、「500」を「510」に、「5,920」を「6,020」に改める。

別表第3の2の表富山県高岡総合プールの項中「330」を「340」に、「390」を「400」に改め、同表県営富山武道館、県営高岡武道館及び県営富山弓道場の項中「70」を「80」に、「150」を「160」に改め、同表富山県福光射撃場の項中「660」を「670」に、「520」を「540」に改め、同表富山県漕艇場の項中「1,100」を「1,120」に、「1,320」を「1,340」に、「660」を「670」に、「870」を「890」に、「440」を「450」に、「3,290」を「3,350」に、「2,410」を「2,460」に、「1,200」を「1,230」に、「1,760」を「1,790」に、「1,530」を「1,560」に、「770」を「780」に改め、同表富山県上市カヌー競技場の項中「450」を「460」に、「620」を「630」に、「1,090」を「1,110」に、「550」を「560」に、「3,290」を「3,350」に、「1,530」を「1,560」に、「770」を「780」に、「1,760」を「1,790」に、「890」を「900」に、「2,410」を「2,450」に、「1,200」を「1,230」に改め、同表富山県西部体育センターの項中「390」を「400」に、「660」を「670」に、「520」を「540」に、「840」を「860」に、「420」を「430」に、「680」を「690」に、「340」を「350」に、

メンタルトレー ニング	個人	一般	1 回	330	を
		児童及び生徒		170	

メンタルトレー ニング	個人	一般	1 回	340	に、
		児童及び生徒		170	

「480」を「490」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(富山県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）第5条の規定により収入証紙売りさばき人が交付を受けた富山県収入証紙に係る富山県収入証紙条例第6条第1項ただし書に該当する場合の現金の還付については、第2条の規定による改正後の富山県収入証紙条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(高志の国文学館条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に第9条、第13条、第16条、第20条、第21条、第35条又は第36条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第9条、第13条、第16条、第20条、第21条、第35条又は第36条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(富山県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に富山県営駐車場に駐車している自動車の当該駐車に係る富山県営駐車場管理条例第7条の規定による普通料金の額については、第19条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第19条の規定による改正前の富山県営駐車場管理条例第8条ただし書の規定により発行した回数券及び定期駐車券でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(富山県林道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の富山県林道条例の規定により占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、同条の規定による改正後の富山県林道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に第25条の規定による改正前の富山県漁港管理条例（以下この項から第9項までにおいて「旧条例」という。）第10条の規定による届出を行い、又は旧条例第11条の2第1項の規定による許可を受けている者の当該届出又は許可に係る期間についての使用料の額は、第25条の規定による改正後の富山県漁港管理条例（次項及び第9項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 この条例の施行の際現に旧条例第11条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第1項の許可を受けている者の当該許可に係る土砂採取料又は当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例第2条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る使用の期間についての使用料の額又は当該許可に係る産出物採取料の額は、第26条の規定による改正後の富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路の占用の許可を受け、又は協議が成立している者の当該許可又は協議に係る占用の期間についての占用料の額は、第27条の規定による改正後の富山県道路占用料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県公共海岸占用料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に第28条の規定による改正前の富山県公共海岸占用料等に関する条例第2条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料又は当該許可に係る土石採取料の額は、第28条の規定による改正後の富山県公共海岸占用料等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際現に知事の許可を受けて岸壁、栈橋（富山県岩瀬プレジャーボート係留場の栈橋を除く。）、泊地又は物揚場を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、第29条の規定による改正後の富山県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県富山空港条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第30条の規定の施行の日前に富山空港の施設の使用を開始した者で同日以後も引き続き富山空港の施設を使用するものの当該使用の期間に係る富山県富山空港条例第16条第1項の規定による停留料の額については、第30条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 この条例の施行の際現に第32条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 この条例の施行の際現に第33条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に第34条の規定による改正前の富山県美術館条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る特別観覧料の額については、同条の

規定による改正後の富山県美術館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第10号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の10第 1 項各号列記以外の部分及び附則第 5 条の12第 1 項中「平成31年 3 月31日」を「平成34年 3 月31日」に改める。

附則第11条中「平成32年 3 月31日」を「平成37年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

富山県条例第11号

富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の 3 」を「第18条の 4 」に改める。

第 3 条第 1 号中「6 歳以上」を削る。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 規制措置（第 7 条—第18条の 4 ）

第15条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第15条の 3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第18条の4において同じ。)その他の記録をいう。第24条第3項第11号において同じ。)の提供を行うように求めてはならない。

第18条の3の見出し中「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第1項を次のように改める。

インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、青少年が端末設備を利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。次項及び次条において「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。次項において同じ。)の活用その他適切な方法により、青少年有害情報(同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条において同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

第18条の3第2項中「有害情報」を「青少年有害情報」に、「フィルタリング」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。)」に改め、同条第3項中「有害情報」を「青少年有害情報」に改める。

第2章中第18条の3の次に次の1条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書交付義務等)

第18条の4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条及び第21条第1項第7号において同じ。)は、青少年又は保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書又は記録した電磁的記録を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第

8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。) に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約をいう。以下この項において同じ。）を締結したとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）に係る役務提供契約を締結したときは、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくは電磁的記録又は当該書面に記載され、若しくは当該電磁的記録に記録された事項のうち前項に規定する記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第21条第1項に次の1号を加える。

(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

第24条第3項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 第15条の3の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
 - イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県青少年健全育成条例第18条の4第4項から第6項までの規定は、この条例の施行前に締結した契約については、適用しない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(子ども支援課)

富山県条例第12号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年富山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第5条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加

え、同条第2項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（生活衛生課）

富山県条例第13号

富山県厚生センター条例の一部を改正する条例

富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表歯科処置の項を次のように改める。

歯科処置	1人1回につき	歯科処置の種類に応じ診療報酬額の100分の80に相当する額
------	---------	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（厚生企画課）

富山県条例第14号

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の一部を改正する条例

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、

同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられたものとされた児童委員

第10条第2項中「前項第3号」を「前項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第15号

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項各号列記以外の部分中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を加え、「において、同令」を「において、医療法施行規則」に改め、「」における検体検査の業務」の次に「（富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）」を、「手術」とあるのは「」の次に「基準条例第33条第3項第2号の規定による」を加え、「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する」を「基準条例第33条第3項第3号の規定による」に、「「医療」」を「「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「富山県介護保

険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第16号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「378」を「380」に、「146」を「148」に、「74」を「76」に、「113」を「116」に、「218」を「221」に、「78」を「79」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第17号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。